

旧制木造中学校講堂 使用料金表 (令和2年6月現在)

1. 基本使用料

昼間(9時から17時)	夜間(17時から21時)	全日(9時から21時)
3,000円/時間 (市外 3,600円)	3,500円/時間 (市外 4,200円)	38,000円 (市外 45,600円)
24,000円/8時間 (市外 28,800円)	14,000円/4時間 (市外 16,800円)	

備考

- ① コンサート、演芸、展示への貸出しに係わる使用料は、使用時間のいかんを問わず、全日使用の使用料(38,000円)となります。
- ② 市外に住所を有する方が使用する場合は、使用料の2割増しの額となります。
- ③ 使用のための準備及び後片付けに要する時間は、使用時間に含まれます。

2. 附属設備及び器具類の使用料

区分	単位	使用料	備考
音響拡声装置	一式	2,000円	
ピアノ	1台	1,500円	調律料除く
演台	一式	500円	
持込器具使用電源	1kW	200円	
金屏風	1枚	1,000円	松の館より

3. 入場料割増

入場料の額に応じた割合を、基本使用料に乗じて得た額を加算します。
10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とします。

入場料の額	割合
入場料が1人につき、500円未満の場合	0割(割増なし)
入場料が1人につき、500円以上1,000円未満の場合	3割
入場料が1人につき、1,000円以上2,000円未満の場合	5割
入場料が1人につき、2,000円以上3,000円未満の場合	8割
入場料が1人につき、3,000円以上の場合	10割(2倍)

4. 使用料の減免

使用料は次の区分に応じて減額し、又は免除します。

- ① 市が主催又は共催する行事に使用する場合 … **使用料の全額**
- ② 市が後援する行事に使用する場合 … **使用料の半額**
- ③ 市内の小学校、中学校及び特別支援学校が教育課程に基づく学習のため
団体に使用する場合 … **使用料の全額**
- ④ 市内の小学校、中学校及び特別支援学校のPTA並びに市内の幼稚園、
保育所及び認定こども園並びにそれらのPTAが、それぞれの活動のために
使用する場合 … **使用料の半額**
- ⑤ 市内の社会教育団体及び文化活動団体が、それぞれの事業や活動に使用
する場合 … **使用料の半額**
- ⑥ その他教育委員会が特別の理由があると認めた場合

旧制木造中学校講堂 使用規定等 (令和2年6月現在)

1. 使用の制限について

講堂の使用が次のいずれかに該当するときは、その使用が認められない場合があります。

- ①公の秩序又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- ②施設、設備等を損傷し、汚損し、又は亡失するおそれがあると認めるとき。
- ③指定された場所以外の場所に貼り紙若しくは貼り札等をし、又は広告を表示したとき。
- ④静寂を害し、他人に迷惑をかけるおそれがあるとき。
- ⑤施設の収容定員を超えて入場させるおそれがあるとき。(定員:130人程度)
- ⑥施設で喫煙し、又は火気を使用したとき。
- ⑦宣伝、契約の勧誘、営利を目的とした物品の販売又は寄附の募集その他これらに類する行為を行ったとき。
- ⑧申込者若しくはその関係者が暴力団員であるとき、又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- ⑨前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めるとき。

2. 使用料の還付について

使用料を還付する場合及びその額は、次の表に掲げるとおりとします。

事由	割合
災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となった場合	10割(全額)
使用期日前60日までに使用許可の取下げを申請し承認を受けた場合	5割
使用期日前30日までに使用許可の取下げを申請し承認を受けた場合	3割
使用期日前30日以内に使用許可の取下げを申請し承認を受けた場合	1割
その他特別の理由があると認めた場合	その都度定める額

3. 届出について

・使用にあたり以下の行為を行う場合は、事前に教育委員会への届出が必要です。

- ①仮設工作物、看板、懸垂幕その他の物の設置又は掲示
- ②文書、図画の掲示又は頒布
- ③見学のために集団で講堂に立ち入ろうとする行為
- ④講堂内での飲食を伴う場合

・講堂を損傷し、または著しく汚した場合は、ただちにその旨を教育委員会に届け出てください。